

令和2年7月6日(月)

保護者各位

那覇市立小禄中学校
校長 與那覇 覚
(公印省略)

新型コロナウイルスにおける欠席の取り扱いについて

本格的な暑さが続く中、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のことと存じます。

平素より本校の教育活動に、ご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、6月30日付けで那覇市教育委員会学校教育課より新たな通知「那覇市立小中学校感染防止予防マニュアル（新型コロナウイルス感染症）が出されましたのでお知らせします。

これまで4月8日（水）より5月20日（水）まで市内の小中学校が休校措置となり、解除後は欠席の取り扱いを那覇市の方針に基づき、学校で判断を行ってきましたが、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくために、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営上、下記の通り欠席の取り扱いを行います。ご家庭でもご理解の上、ご協力いただけるようよろしくお願いいたします。

記

(1) 出席停止等の取り扱い

・児童生徒の感染が判明した場合、または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとります。

同様に新型コロナウイルス感染症への対応として児童生徒に発熱などの風邪の症状がみられるとき、出席停止。（欠席とはせず、出席停止。集団感染予防の為となります）

(2) 特定警戒都道府県から来沖した児童生徒の場合

・来沖した日の翌日から原則として2週間自宅待機。（出席停止）2週間後健康上問題なければ登校。

(3) 感染経路がわからず、急激に患者が増加している場合など、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的に理由があると学校長が判断した場合。

上記(3)により保護者から感染の不安が理由での欠席願いが出る場合がありますが、現在那覇市は罹患者が出ていないので「出席停止」扱いにはならず、通常の「病欠」または「事故欠」となります。

◎那覇市のマニュアルは、令和2年6月30日時点での最新の知見に基づいて作成されていますが、ご不明な点があれば学校までご連絡下さい。また今後新たな情報や知見が得られた場合は随時、見直しがあることを付け加えます。